

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準に関する省令の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントについて

目的

平成19年7月の国際海事機関（IMO）第56回海洋環境保護委員会（MEPC56）において、「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書（マルポール条約）」が改正され、油の排出規制が強化される特別海域として新たにガルフ海域及び南アフリカ南部海域（以下「ガルフ海域等」という。）が追加されました。

我が国でも、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成20年8月1日施行予定）により、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号。以下「令」という。）別表第1の5の特別海域にガルフ海域等を追加することとなりますが、それに伴い、以下の省令について所要の規定の整備を行うことを予定しています。

概要

- (1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）の一部改正

ガルフ海域等にある総トン数400トン以上1万トン未満の船舶からビルジその他の油を排出する場合には、令第1条の8第1項第4号の国土交通省令で定める装置として、油水分離装置に加え、新たにビルジ用濃度監視装置を作動させながら排出しなければならないこととします。【第4条第1項関係】

- (2) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）の一部改正

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第5条第1項の規定に基づき、総トン数400トン以上1万トン未満の船舶であって専らガルフ海域等を航行するものには、ビルジ用濃度監視装置を設置しなければならないこととします。【第4条第2項関係】

スケジュール（予定）

公 布 ： 平成20年7月上旬

施 行 ： 平成20年8月1日